

令和2年度 市民税・県民税特別徴収の手引き

特別徴収事務についての連絡先

市 川 市 役 所

〒272-8501 ※1 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
電話 047 (334) 1111 (代表)

課税内容、異動届出書などの提出……市民税課
納入について……納税・債権管理課

※2 お問い合わせの際は、特別徴収税額の決定(変更)
通知書に記載された指定番号をお知らせください。

※1 令和3年1月4日以降は千葉県市川市八幡1丁目1番1号

— 目 次 —

- ◇ 市民税・県民税の特別徴収 …………… 1 ページ
- ◇ 特別徴収税額の納入 …………… 1 ページ
- ◇ 納入書の取り扱い …………… 2 ページ
- ◇ OCR納入書の記入要領 …………… 2 ページ
- ◇ 給与所得者異動届出書の提出 …………… 4 ページ
- ◇ 退職手当等に対する市民税・県民税 …………… 6 ページ
- ◇ 給与所得者異動届出書の記入例 …………… 7 ページ
(退職などで普通徴収へ切替、転勤・転職、一括徴収、住所誤報)
- ◇ 所在地・名称変更に伴う手続き …………… 11 ページ
- ◇ 普通徴収から特別徴収への切替手続き …………… 11 ページ
- ◇ その他 …………… 11 ページ
- ◇ 提出用書類
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - ・特別徴収切替届出(依頼)書
 - ・給与所得者異動届出書
 - ・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
 - ・個人市民税 個人県民税納入書

市川市からのお知らせ

- ◇ 市川市は給与支払報告書のeLTAXでの提出を推奨しています。
- ◇ 給与所得者異動届出書等の各種書類は下記に掲載しています。
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>

特別徴収義務者様

令和2年度市民税・県民税特別徴収についてのお願い

市民税・県民税特別徴収につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
本年度、特別徴収義務者として貴事業所を指定いたしました。
つきましては、この「市民税・県民税特別徴収の手引き」をご参照のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせ

【3月17日以降に申告書を提出された場合の税額変更等について】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税確定申告の申告期限が延長されたことに伴い、市民税・県民税申告においても、申告期限を令和2年4月16日まで延長しました。このことにより、3月17日以降に申告書を提出された場合、5月中旬に発送する市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書には、申告内容が反映されていない場合があります。この場合、税額変更を行い、税額変更通知を随時送付いたします。あらかじめご了承ください。

特別徴収税額に変更が生じた際、原則として再度納入書は発行しておりませんが、特別徴収義務者様よりご希望があれば、新しく納入書を発行いたしますので、税額変更通知を確認していただいた際にお問合せください。

【特別徴収関係書類の個人番号又は法人番号の記載について】

社会保障、税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、特別徴収関係書類の申告・申請及び届出に関して個人番号及び法人番号の記載が必要となる場合がございますのでご注意ください。

◇ 市民税・県民税の特別徴収

【特別徴収とは】

給与支払者（特別徴収義務者）が、給与所得者（納税義務者）に支払う毎月の給与から市民税・県民税を天引きし、市町村へ納入していただく制度です。

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載されている、各納税義務者の「月割額」を給与から徴収してください。

年税額が5,000円以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収することとなります。

◇ 特別徴収税額の納入

【納入時期について】

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日、祝日等で金融機関が休業のときは、翌営業日）までに納入してください。

※納期限の翌日から1月間は年7.3%（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））、その後は納付の日まで年14.6%（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として納付していただきます。

【納入を取り扱う金融機関】

千 葉 銀 行	京 葉 銀 行
み ず ほ 銀 行	愛 知 銀 行
三 菱 U F J 銀 行	東 京 ベ イ 信 用 金 庫
三 井 住 友 銀 行	朝 日 信 用 金 庫
り そ な 銀 行	東 京 東 信 用 金 庫
埼 玉 り そ な 銀 行	小 松 川 信 用 金 庫
千 葉 興 業 銀 行	中 央 労 働 金 庫
き ら ほ し 銀 行	市 川 市 農 業 協 同 組 合
三 菱 U F J 信 託 銀 行	ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局

※取扱金融機関は、令和2年4月1日現在のものです。そのため、今後の金融機関の合併等に伴い、名称が変更になることがあります。

※東京・山梨・千葉・埼玉・神奈川・茨城・栃木・群馬の各都県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、「郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

「郵便局指定通知書」は市川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>

◇ 納入書の取り扱い

【納入書について】

市川市では市民税・県民税特別徴収の納入書にOCR（光学文字読み取り装置）用の用紙を採用し、直接機械で処理しますので、下記事項にご配慮のうえ、お取り扱いいただきますようお願いいたします。

【OCR納入書の取り扱いについてのお願い】

- (1) 送付いたしました3連の用紙のうち、右端の納入済通知書の用紙は、直接機械で処理しますので、汚したり、破損したりしないようお願いいたします。
- (2) 納入書には月々の納入金額が印字されており、そのまま金融機関で納入できますが、退職・転勤等により納入金額に変更が生じた場合は、お手数ですが、次の「OCR納入書の記入要領」を参照のうえ、金額を訂正して納入してください。
- (3) 納入金額の確認は指定番号で行いますので、特別徴収義務者の名称・所在地に変更があった場合でも納入書の訂正は必要ありませんが、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」は速やかに提出してください。

◇ OCR納入書の記入要領

【記入するときの注意点】

- (1) 記入は黒のペンを使用してください。
- (2) 訂正は3連用紙について同様に行ってください。
- (3) 退職所得に係る市民税・県民税のみを納入する場合、または書き損じた場合は予備の用紙（後ろの2枚）を使用してください。

〈ご注意〉

- (1) 納税義務者が退職されても、納入書を納税義務者本人に渡さないでください。事業所から「給与所得者異動届出書」を受理した後、本人宛に別途納税通知書を送付いたします。
- (2) 特別徴収税額に変更が生じた場合、再度、納入書は発行いたしません。現存の納入書に印字されている税額を訂正して使用してください。

【OCR納入書の記入例（納入金額の訂正が必要な場合）】

千葉県市川市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収分) 納入済通知書 公

市区町村コード 122033	口座番号 00150-6-960379	加入者名 市川市会計管理者
年月分 令和 2 年 8 月	指定番号 543210	納入金額(1) 円 ±23,400
122033	給与分(特別徴収分を含む) 000153000	退職所得分 000100000
納入金額(2) 「¥」記号は記入しないでください	延滞金 0000000	合計額 000253000
納期 令和2年9月10日	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納
取りまとめ局 (〒330-9794) 株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	(特別徴収義務者) 〒272-0021 千葉県市川市八幡1丁目1-1 株式会社 市川市	
領収日付印		

上記のとおり通知します。(受付店→千葉銀行市川支店(取りまとめ局)→市川市)(市川市保管)

予備の用紙を使用される場合は何年何月分かを記入してください。

印字してある納入金額(1)を2本線で消してください。

給与分の納入金額を記入してください。

退職所得分の納入金額を記入してください。

納入する合計金額を記入してください。

注)・3連の用紙の他の2枚(「領収証書」及び、「納入書」)も同様に訂正してください。

・退職所得分の納入金額があるときは、給与分の納入金額に変更がなくても、必ず、印字してある納入金額(1)を2本線で消して、給与分欄に金額を記入してください。

・納入金額を記入する際に「¥」は記入しないでください。

・所在地(送付先)、名称(氏名)が変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。(このOCR納入書を訂正する必要はありません。)

・退職所得分のみを納入される場合は、予備の用紙またはこの冊子に綴ってある納入書を使用してください。

【退職手当等の記入例（納入済通知書の裏面）】

市民税 納入申告書	
市川市長	
令和 年 月 日提出	令和 年 月 分 人員 1人
退職手当等支払金額	8000000
特別徴収 市民税	60000
税 額 県民税	40000
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者)〒	(受付印)
住所又は所在地 市川市八幡1-1-1	
電話番号 047-334-1111	
氏名又は名称 株式会社 市川市	
法人番号 6000020122033	
住所 市川市末広1-1-31	退職手当等 支払金額 8,000,000 円
氏名 末広 一郎	市民税 60,000 円
勤続年数 14年8月	県民税 40,000 円
住所 市川市	退職手当等 支払金額
氏名	市民税
勤続年数	県民税

退職手当等の支払年月を記入してください。

対象となる納税義務者の人数を記入してください。

対象となる納税義務者に支払われた退職手当等の支払金額の合計額を記入してください。

納入する市民税・県民税の金額を各々記入してください。(百円未満の端数切捨て)

※市民税・県民税額の算出方法については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引き(平成28年1月1日以降適用)」を参照してください。(手引きがない場合は、最寄りの市(区)役所、町村役場にお問い合わせください。)

特別徴収義務者の住所(所在地)、電話番号、氏名(名称)を記入してください。

法人の方は法人番号を記入してください。

※個人事業主の方の場合は、納入書裏面の納入申告書は使用せず、「退職所得に係る分離課税分の市民税・県民税納入申告書」を下記ホームページでダウンロードし、提出してください。(金融機関では、個人番号を取り扱うことができないため)
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000073.html>

退職手当等に係る市民税・県民税の納税義務者の内訳を個人別に記入してください。

※退職所得に係る市民税・県民税の納入対象者が3名以上いる場合には、納入の内訳(氏名、住所、退職手当等支払金額、勤続年数、市民税・県民税の内訳等)がわかるものを別途送付してください。

◇ 給与所得者異動届出書の提出

※給与所得者異動届出書はこの冊子に2枚綴ってあります。

記入については7～10ページを参照してください。

【納税者の転勤・退職に伴う手続き】

- ・納税義務者が退職等で、特別徴収ができなくなった場合や、転勤された場合などは、異動が生じた翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
 - ・転勤または転職の場合で、引き続き特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先を經由して「給与所得者異動届出書」を提出してください。
なお、「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。
 - ・1月1日から4月30日までの間に退職された方の残りの税額については、一括徴収することが義務づけられています。
一括徴収した場合についても、「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ※12月31日までに退職された場合についても一括徴収していただけるようご協力ください。

【1月1日現在の住所が市川市以外であることが判明した場合】

給与支払報告書の提出後に、1月1日現在の住所が市川市以外であったことが判明した場合は、「給与所得者異動届出書」に住所誤報であることを明記して市川市に提出すると同時に正しい住所地の市区町村へ給与支払報告書を提出してください。

「給与所得者異動届出書」を2つの市区町村に提出する場合

- (例) ① 令和2年度に特別徴収している市区町村
② 令和3年度から特別徴収をする市区町村

①と②の市区町村が異なる場合は2つの市区町村に提出していただくことになります。市川市では他の市区町村へ「給与所得者異動届出書」を回送しておりません。

〈ご注意〉

- ・「給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、納税義務者本人への納税通知書の送付が遅れることや、特別徴収義務者様宛に督促状を送らざるをえないことが生じます。異動の事由が生じた翌月の10日までに必ず提出してください。
- ・非課税者についても、お手数ですが、「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・「給与所得者異動届出書」に記入する指定番号・宛名番号・年税額等は、「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」を参照し、記入してください。また、徴収済額の欄は徴収済額および徴収済月(何月から何月まで徴収したのか)を記入してください。

【従業員の方(納税義務者)が退職後出国する場合】

海外に転出されてもその年度の市民税・県民税は納税していただく必要があります。残りの税額が普通徴収に切替わると、その分の納税通知書が納税義務者本人に送付されますが、出国していると納税通知書が送達できない場合があります。このため、給与から市民税・県民税を天引きしている従業員の方が退職する際に、出国することを把握している場合は、残りの税額を最後の給与から全額差し引く一括徴収により納付していただきますようお願いいたします。

また、給与から一括徴収できない場合や、令和2年度市民税・県民税について一括徴収できても、令和3年1月2日以降に出国するため、令和3年1月1日現在の住所地で令和3年度市民税・県民税が新たに課税される場合は、国内に住んでおられる方を「納税管理人」（納税義務者に代わって市民税・県民税を納付する人）として定めていただくよう納税義務者にお伝えください。

◇ 退職手当等に対する市民税・県民税

退職手当等に対する市民税・県民税については、所得税と同様に退職手当等が支払われる際に、特別徴収してください。

【税額の算出】

退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)が平成28年1月1日以後の退職手当等に対する市民税・県民税については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引(平成28年1月1日以降適用)」を参照してください。

※手引きをお持ちでない場合は、最寄りの市(区)役所、町村役場へお問い合わせください。

【納 入】

・特別徴収した退職手当等にかかる市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

・納入は、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日に居住していた市区町村宛に行ってください。

※年の途中で転出された場合の納入先は、給与分の納入先の市区町村と異なる場合がありますので注意してください。

・納入にあたっては、お手数ですが納入書及び納入書裏面の納入申告書に、納入金額等の必要事項を記入してください。

(3ページの退職手当等の記入例を参照してください。)

※納入は給与分と同時にできますが、退職所得分のみを納入される場合は、予備の用紙またはこの冊子に綴ってある納入書を使用してください。

〈ご注意〉

退職所得に係る市民税・県民税の納入先について

(例) 令和2年10月31日に、市川市から千葉県船橋市へ転出し、

令和3年3月31日に退職した場合

令和2年度特別徴収分 → 市川市

退職所得に係る市民税・県民税 → 千葉県船橋市

◇給与所得者異動届出書の記入例

【退職などで残りの税額を普通徴収(納税義務者本人が直接納税する方法)とする場合】

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

5 ※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
 4 新勤務先は最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所を記載してください。
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日 提出		所在地 (住所) 市川市八幡〇丁目 △-×		フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ		名称又は氏名 株式会社 市川商事		代表者の職氏名印 代表取締役 八幡 太郎		個人番号又は法人番号 1		1.現年度 2.新年度 3.両年度		※市川市処理欄			
		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		(イ) 徴収済額 30,000 円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 90,000 円		異動年月日 2・8・31		異動の事由 ①.退職		異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収 継続(転勤)		1月1日以降の退職時までの給与支払額 1,234,567 円		退職手当等の支払額 (支払予定額) 5,400,000 円	
フリガナ イチカワ イチロウ		氏名 市川 一郎		生年月日 (S)・H 〇〇年 〇月 〇日		個人番号 2		1月1日現在の住所 市川市末広〇丁目 △-×		給与の支払を受けなくなった後の住所		2.一括徴収		控除社会保険料額 93,210 円		勤続年数 20 年	
		◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載したままでいいです。◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、この欄にも記載してください。		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 120,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 30,000円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 90,000円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額		9.その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1.(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2.(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が〇〇万円以下) 3.(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4.(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		9.その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1.(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		2.(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)		3.(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		4.(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	
新しい勤務先の所在地(住所) フリガナ 名称又は氏名 代表者の職氏名印 個人番号又は法人番号		指定番号		担当先連絡先 課・係 氏名 電話 ()- - (内線)		新しい勤務先では 月割額 円を 月から徴収し納入します		※市川市記入欄		備考欄(受給者番号等)							

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

徴収済月(何月分まで徴収したか)は必ず記入してください。

◇給与所得者異動届出書の記入例

【転勤・転職などで残りの税額を新しい勤務先で特別徴収する場合】

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

- 5 ※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
- 4 新勤務先は最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地の市町村長)に送付してください。
- 3 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日 提出		所在地 (〒 272 - 0021) 市川市八幡〇丁目 △-×		1.現年度 2.新年度 3.両年度	
フリガナ 市川 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ		※市川市処理欄	
氏名 市川 一郎		名称又は氏名 株式会社 市川商事		特別徴収義務者 指定番号 932164	
生年月日 S・H 〇〇年 〇月 〇日		代表者の 職氏名印 代表取締役 八幡 太郎		宛名番号 1	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		個人番号又は 法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		課・係 人事課給与係	
1月1日 現在の住所 市川市八幡〇丁目 △-×		特別徴収税額 (年税額) 216,000 円		担当者 氏名 大柏 花子	
給与の支払を受け		(イ) 徴収済額 6 月から 9 月まで 54,000 円		氏名 大柏 花子	
		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 162,000 円		電話 (047)-XXXX-XXXX (内線 XXXX)	
		異動年月日 2・8・31		異動の 事由 1.退職 2.転勤 3.合併 4.休職 5.長病 6.死亡 7.会住 8.その他	
		異動後の未徴収 税額の徴収		異動後の未徴収 税額の徴収	
		1月1日以降 退職時までの給 与支払額 1,234,567 円		退職手当等 の支払額 (支払予定額) 5,400,000 円	

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は前勤務先では記入せず、新勤務先で記入してください。

9. その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- 1.(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
- 2.(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)
- 3.(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
- 4.(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の 所在地 (〒 101 - 0004) 東京都千代田区九段西 〇-×		新しい勤務先の 特別徴収義務者 指定番号 461239		新しい勤務先では 月割額 18,000 円を 9 月分から徴収し納めます	
フリガナ △△ショウジカブシキガイシャ		フリガナ カブシキガイシャ		※市川市記入欄	
名称又は氏名 △△商事株式会社		課・係 総務課経理係			
代表者の 職氏名印 九段 次郎		氏名 九段 道子			
個人番号又は 法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		電話 (03)-XXXX-XXXX (内線 XXXX)		備考欄(受給者番号等)	

新しい会社で特別徴収を開始する月と月割額を記入してください。

市川市に指定番号がある場合は記入してください。

◇給与所得者異動届出書の記入例

【退職などで残りの税額を一括徴収(特別徴収義務者が徴収し、本人に代わって納税する方法)とする場合】

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

御注意

5 ※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
4 新勤務先は最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地の市町村長に送付してください)。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長		所在地(住所)	(〒 272 - 0021) 市川市八幡〇丁目 △-×										1.現年度	2.新年度	3.両年度					
令和 年 月 日 提出		フリガナ	カブシキガイシャ イチカワショウジ										※市川市処理欄							
		名称又は氏名	株式会社 市川商事										特別徴収義務者 指定番号	932164						
		代表者の 職氏名印	代表取締役 八幡 太郎										宛名番号	1						
		個人番号又は 法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	課・係	人事課給与係	
																	担当者 氏名	大柏 花子		
																	電話	(047)-XXX-XXXX (内線 XXXX)		
フリガナ	イチカワ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	円		(イ) 徴収済額	円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	円		異動 年月日	異動の 事由		異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降の 退職時までの給 与支払額	退職手当等 の支払額 (支払予定額)				
氏名	市川 一郎	円	6		円	9		円	2・8・31		1.退職	1.特別徴収 継続(転勤)		円	円					
生年月日	○・○年 ○月 ○日	円	8		円	5		円			2.転勤	2.一括徴収		1,234,567	5,400,000					
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	180,000	月		円	月		円			3.合併	3.普通徴収								
1月1日 現在の住所	市川市末広〇丁目 △-×		月		円	月		円			4.休職	8.住所誤報		円	年					
給与の支払を受け なくなった後の住所			月		円	月		円			5.長期欠勤	9.その他		93,210	20					

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		相続人の氏名等	
1.異動が令和2年12月31日迄で、申出があったため(8月31日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	氏名	
2.異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	9・20	135,000円	(続柄)	
一括徴収できない理由	合計(上記(ウ)と同額)		住所	
1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため	135,000円			
2.その他(理由)				
市川	一括徴収した税額は、9		月分(10月10日納期分)で納入します。	

9. その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1. (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2. (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)
3. (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4. (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。
1月以降の退職の場合は原則一括徴収となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先では	※市川市記入欄
所在地(住所)	月割額 円を
フリガナ	月分から徴収し納入します
名称又は氏名	備考欄(受給者番号等)
代表者の職氏名印	
個人番号又は法人番号	

8月末で退職した給与所得者の残りの税額を、9月分で一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 180,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 45,000円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 135,000円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額(納入額と同額)

◇給与所得者異動届出書の記入例

【給与支払報告書の住所を誤って報告した(1月1日現在、市川市以外の市区町村に居住していた)場合】

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

1.現年度		2.新年度		3.両年度	
※市川市処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		932164			
宛名番号		1			
担当者 連絡先	課・係	人事課給与係			
	氏名	大柏 花子			
	電話	(047)-XXX-XXXX (内線 XXXX)			

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

市川市長 令和 年 月 日 提出		所在地(住所) 市川市八幡〇丁目 △-×		フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ		名称又は氏名 株式会社 市川商事		代表者の職氏名印 代表取締役 八幡 太郎		個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
給与所得者		フリガナ イチカワ イチロウ		氏名 市川 一郎		生年月日 S・H 〇〇年 〇月 〇日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		住所 市川市末広〇丁目 △-×	
フリガナ イチカワ イチロウ		氏名 市川 一郎		生年月日 S・H 〇〇年 〇月 〇日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		住所 市川市末広〇丁目 △-×		住所 東京都中央区銀座〇丁目 △-×	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。
◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が令和 年12月31日迄で、申出があったため(月 日申出)		徴収予定月日	徴収予定額	氏名 (続柄)	
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		・	円	住所	
一括徴収できない理由		・	円	電話 ()- -	
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため		一括徴収した税額は、		9. その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
2. その他理由()		月分(月 日納期分)で納入します。		1. (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	
異動者				2. (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

給与支払者(特別徴収義務者)	新しい勤務先の所在地(住所)	フリガナ	名称又は氏名	代表者の職氏名印	個人番号又は法人番号	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	課・係	氏名	電話 ()- - (内線)	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し納入します	※市川市記入欄
	フリガナ										
	名称又は氏名										
	代表者の職氏名印										

御注意
5 ※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
4 新勤務先は最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地の市区町村)に送付してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

誤正
住所の誤りを受けました場合は、速やかに届出を訂正してください。

八幡

◇ 所在地・名称変更に伴う手続き

特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を記入し、提出してください。

※所在地（送付先）・名称に変更があった場合でも、納入書に印字してあります所在地（送付先）・名称を訂正していただく必要はありません。

（納入の確認は特別徴収指定番号で行っております。）

◇ 普通徴収から特別徴収への切替手続き

普通徴収の方が新たに就職し、特別徴収を希望される場合は、この冊子に綴ってある「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

◇ その他

【特別徴収税額の変更について】

通知しました特別徴収税額に変更が生じた場合（納税義務者の方が確定申告・修正申告をされた場合など）は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、これによって以後の月々の徴収額の変更をお願いいたします。

※この場合、お手数ですが納入書の納入金額の訂正を合わせてお願いいたします。訂正方法は3ページのOCR納入書の記入例を参照してください。

【納期の特例について】

給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の場合は特別徴収税額を下記の通り年2回に分けて納入することができます。

6月から11月分までの特別徴収税額……12月10日まで

12月から5月分までの特別徴収税額……6月10日まで

この納期の特例を受けるには市川市長の承認が必要です。

承認を受ける場合は、この冊子に綴ってある「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

【予備の納入書について】

金融機関の地方税納入代行サービス等を利用して、「OCR納入書」を使用されない事業所等には、同納入書を同封しておりません。納入書が必要な場合は、この冊子に綴ってあります納入書を使用してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市川市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) (〒 —) ※届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ(注1)	担当者 連絡先	課・係
		名称(氏名) (印)		氏名
		代表者 職氏名	電話	— —
	法人番号			

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地(送付先)	(〒 —)	(〒 —)
フリガナ(注1)		
名称		
電話番号	— —	— —
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他(

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 (注2) 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	(〒 —)
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 (注2) 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ(注1)	
			名称	
	指定番号		電話番号	— —
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号		法人番号	
		特別徴収義務者 指定番号		

(注1) 誤読を避けるため、名称には必ずフリガナを記入してください。
 (注2) 市川市で特別徴収をしている全従業員(非課税者を含む)の方の給与所得者異動届出書を提出してください。
 (注3) 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

特別徴収切替届出（依頼）書

※指定番号の登録がない場合は、空欄をお願いします。
新規の場合は○を付けてください。→

令和 年 月 日提出 (宛先) 市川市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 —										特別徴収義務者 指定番号	新規	※市町村ごとに異なります
		フリガナ(注1)											担当者 連絡先	係	
		名称(氏名)												氏名	
		代表者 職氏名印	⑩											電話	— —
		法人番号													
給与所得者	フリガナ(注1)											普通徴収分 納税通知書番号	口座振替該当 <input type="checkbox"/> (注2)		
	氏名											旧姓			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください 〔1・2・3・4〕期以降を切替希望 普通徴収の納期限を過ぎたものは、 特別徴収への切替ができません。(注3)		
	1月1日現在の住所	〒 —										特別徴収 開始予定月(注4)	月分(月10日納期限分)から 特別徴収を開始します。		
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します		
届出理由	1. 入社 2. その他()														

※用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)

※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

(注1) 誤読を防ぐため、給与支払者の名称、及び給与所得者の氏名には必ずフリガナを記入してください。

(注2) 上記給与所得者が、普通徴収税額について金融機関の口座振替による納税を選択していた場合、チェックしてください。

(注3) 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

(注4) 特別徴収開始予定月が未記入の場合、市が指定する月から特別徴収を開始します。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

1.現年度	2.新年度	3.両年度
※市川市処理欄		
特別徴収義務者 指 定 番 号		
宛 名 番 号		
担 当 者 先 連 絡 先	課・係	
	氏 名	
	電 話	() - - (内線)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住 所)	フリガナ	名称又は氏名	代表者の 職氏名印	個人番号又は 法人番号			
		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの給 与支払額	退職手当等 の支払額 (支払予定額)
フリガナ		円	月から	月から	. .	1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他	1. 特別徴収 継続(転勤) 2. 一括徴収 (未徴収税額を本人から 徴収してまとめて納入) 3. 普通徴収 (後日、本人宛に納付書を送付します)	円	円
氏 名			月まで	月まで				円	円
生年月日	S・H 年 月 日								
個人番号									
1月1日 現在の住所									
給与の支払を受け なくなった後の住所									

◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等
1. 異動が令和 年12月31日迄で、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月日	氏 名 (続柄)
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	徴収予定月額	
一括徴収できない理由	円	住 所
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため	円	電 話 () - -
2. その他 理由()		
異動者	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期分)で納入します。	

9. その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1. (普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2. (普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)
3. (普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
4. (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

(特別徴収義務者) 給与支払者	新しい勤務先の 所在地 (住 所)	新しい勤務先の 特別徴収義務者 指 定 番 号	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し納入します	※市川市記入欄	
	フリガナ	担 当 者 先 連 絡 先	備考欄(受給者番号等)		
	名称又は氏名			課・係	
	代表者の 職氏名印			氏 名	
	個人番号又は 法人番号			電 話 () - - (内線)	

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
なお、十二月三十一日まで退職された場合についても、一括徴収して頂けるようご協力のほど、宜しくお願いいたします。
※印の欄は、届出において記入する必要はありません。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

1.現年度	2.新年度	3.両年度
※市川市処理欄		
特別徴収義務者 指 定 番 号		
宛 名 番 号		
担 当 者 先 連 絡 先	課・係	
	氏 名	
	電 話	() - - (内線)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所) フリガナ 名称又は氏名 代表者の職氏名印 個人番号又は法人番号	〒 - - - - -	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済額 月から 月まで 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 月から 月まで 円	異動年月日 ・ ・	異動の理由 1.退職 2.転勤 3.合併 4.休職 5.長期欠勤 6.死亡 7.会社解散 8.住所誤報 9.その他	異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収継続(転勤) 2.一括徴収 (未徴収税額を本人から徴収してまとめて納入) 3.普通徴収 (後日、本人宛に納付書を送付します)	1月1日以降退職時までの給与支払額 円	退職手当等の支払額(支払予定額) 円
フリガナ											
氏名											
生年月日	S・H	年 月 日									
個人番号											
1月1日現在の住所											
給与の支払を受けなくなった後の住所											

◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
1.異動が令和 年12月31日迄で、申出があったため(月 日申出)			
2.異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため			
一括徴収できない理由			
1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため			
2.その他 理由()			
異動者	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期分)で納入します。		

相続人の氏名等	
氏名	(続柄)
住所	
電話	() - - (内線)

9.その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- 1.(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
- 2.(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)
- 3.(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
- 4.(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

(特別徴収義務者) 給与支払者	新しい勤務先の所在地(住所) フリガナ 名称又は氏名 代表者の職氏名印 個人番号又は法人番号	〒 - - - - -	新しい勤務先の特別徴収義務者指 定 番 号	課・係 氏 名 電 話 () - - (内線)	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し納入します	※市川市記入欄 備考欄(受給者番号等)
-----------------	--	-------------	-----------------------	---------------------------------	------------------------------------	------------------------

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
なお、十二月三十一日まで退職された場合についても、一括徴収して頂けるようご協力のほど、宜しくお願いいたします。
※印の欄は、届出において記入する必要はありません。

受付印

市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(宛先) 市川市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び市川市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)	(印)										
代表者 氏名	電話番号			— — — — — — — — — —							
法人番号											担当者 (氏名)
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります。										
関与税理士 署名押印	(連絡先) (印)										

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後 の特別徴収税額		
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額
<p>申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額</p> <p>※賞与等の臨時の給与の金額を含む。</p> <p>※市川市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額</p> <p>※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き（上段に記載）にしてください。</p> <p>本市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日</p>	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	有 (年 月 日承認取消) ・ 無		

【 注意事項 】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

千葉県					
市川市					
市区町村コード					
1	2	2	0	3	3

個人市民税 個人県民税 領収証書(公)

千葉県					
市川市					
市区町村コード					
1	2	2	0	3	3

個人市民税 個人県民税 納入書(公)

千葉県					
市川市					
市区町村コード					
1	2	2	0	3	3

個人市民税 個人県民税 納入済通知書(公)

口座番号		加入者名																		
00150-6-960379		市川市会計管理者																		
		指定番号																		
令和 年 月分																				
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	合計額																			

口座番号		加入者名																		
00150-6-960379		市川市会計管理者																		
		指定番号																		
令和 年 月分																				
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	合計額																			

口座番号		加入者名																		
00150-6-960379		市川市会計管理者																		
		指定番号																		
令和 年 月分																				
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	合計額																			

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	
〒	
住所又は所在地	
氏名又は名称	様

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	
〒	
住所又は所在地	
氏名又は名称	

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	
〒	
住所又は所在地	
氏名又は名称	納

上記のとおり領収しました。	領収日付印
---------------	-------

(納入者保管)

※	日計	口	領収日付印
		円	

※印は郵便局において使用する欄です。

(金融機関等保管)

取りまとめ店	領収日付印
〒330-9794	
ゆうちょ銀行東京貯金事務センター	
上記のとおり通知します。	

受付店 → 千葉銀行市川支店 (取りまとめ店) → 市川市

(市川市保管)

※ 予備の納入用紙(納付書不要とご連絡頂いた特別徴収義務者用)としてご利用ください。

退職所得にかかる 市民税 県民税 納入申告書											
千葉県市川市長 あて										(受付印)	
令和 年 月 日提出											
令和 年 月 分				人員		人					
退職者氏名											
退職した年の1月1日の住所				市川市							
勤続年数				年		障害該当					
退職手当等 支払金額				十 億		千 百		十 万 千		百 十 円	
特別徴収税額	市民税										
	県民税										
特別徴収義務者	〒										
	住所又は所在地 電話番号 氏名又は名称 印										
法人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。											

納入する際の記入要綱

- ①この納入書は、給与から天引きして収めていただく個人の市・県民税の月割額を、納入するときに使用していただくとともに、退職手当等に係る市・県民税の所得割額もあわせて納めていただく用紙になっています。
なお、給与から天引きした月割額は「給与分」の税額欄に、退職手当等に係る所得割額は「退職所得分」の税額欄に各々記入してください。
- ②左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
- ③退職手当等の支払いを受ける者が、市・県民税の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要ありません。
- ④障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に、○印をつけてください。

納入を取り扱う金融機関

千葉銀行	京葉銀行
みずほ銀行	愛知銀行
三菱UFJ銀行	東京ベイ信用金庫
三井住友銀行	朝日信用金庫
りそな銀行	東京東信用金庫
埼玉りそな銀行	小松川信用金庫
千葉興業銀行	中央労働金庫
きらぼし銀行	市川市農業協同組合
三菱UFJ信託銀行	ゆうちょ銀行・郵便局

※取扱金融機関は、令和2年4月1日現在のものです。そのため、今後の金融機関の合併等に伴い、名称が変更になることがあります。

※東京・山梨・千葉・埼玉・神奈川・茨城・栃木・群馬の各都県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、「郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。
「郵便局指定通知書」は市川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>

- ※ 申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
- ※ 退職所得に係る市・県民税の納入対象者が複数人いる場合には、納入の内訳(氏名、住所、退職手当等支払金額、勤続年数、市県民税の内訳等)がわかるものを別途送付してください。
- ※ 印刷はA4両面(短辺縦じ)でお願いします。破線で切り取り、金融機関の窓口で納付してください。